

## 火災予防上の命令を受けている建物等一覧

令和4年3月14日現在

1	命令建物等の区分	危険物施設（屋外タンク貯蔵所）
	建物等の所在地	青森県むつ市大字大湊字石橋25番地
	建物等の名称	海上自衛隊大湊弾薬整備補給所
	命令を受けた者の氏名	海上自衛隊大湊弾薬整備補給所 所長 池田清隆
	命令事項	令和4年3月14日以降、屋外タンク貯蔵所の配管を改修し、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合させ、流出した危険物により火災等の災害発生危険がなく、公共の安全の維持に支障がないと認められるまでの間、上記危険物施設の使用を停止すること。
	命令日	令和4年3月14日
	管轄消防署名	消防本部予防課

2	命令建物等の区分	危険物施設（屋外タンク貯蔵所）
	建物等の所在地	青森県むつ市大字大湊字石橋25番地
	建物等の名称	海上自衛隊大湊弾薬整備補給所
	命令を受けた者の氏名	海上自衛隊大湊弾薬整備補給所 所長 池田清隆
	命令事項	令和4年4月19日までに、屋外タンク貯蔵所の配管を改修し、消防法第10条第4項の技術上の基準に適合させること。
	命令日	令和4年3月14日
	管轄消防署名	消防本部予防課